

議案第32号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の変更の
認可について

平成31年1月9日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪産業
技術研究所が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、
地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

阪技術研顧客サ第82号

平成31年1月9日

大阪府知事 松井一郎様

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

理事長 中許昌美 印

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の変更に
ついて（申請）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の業務に関して徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の変更に
ついて

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限（平成29年4月1日認可）を次のように変更し、平成31年10月1日から適用する。

第1項第1号ア中「138,200円」を「140,800円」に改め、同号イ中「339,400円」を「345,700円」に改め、同号オ中「23,600円」を「24,000円」に改め、第2項第1号ア中「42,500円」を「43,200円」に改め、同号イ中「15,500円」を「15,800円」に改め、同号ウ中「128,500円」を「130,900円」に改め、同号エ中「284,200円」を「289,400円」に改め、同項第2号ア中「30,800円」を「31,400円」に改め、同号イ中「9,200円」を「9,400円」に改め、第3項第1号中「5,900円」を「6,000円」に改める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限 (抄)

1 手数料の上限額

(1) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 (以下「研究所」という。) に分析、試験、測定、撮影又は加工 (以下「分析等」という。)、研究、企画、設計、試作又は調査 (以下「研究等」という。) 及び指導を依頼しようとするものが納付すべき手数料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 分析等に係る依頼試験	1 件又は 1 成分	<u>138,200円</u> 140,800円
--------------	------------	------------------------------------

イ 研究等の受託 (契約によるもの及び簡易受託研究を除く)

	1 件 1 月	<u>339,400円</u> 345,700円
--	---------	------------------------------------

ウ-エ 省 略

オ 職員派遣	1 人 1 日	<u>23,600円</u> 24,000円
--------	---------	----------------------------------

(2) 省 略

2 使用料及び養成料の上限額

(1) 研究所の施設を利用しようとするものが納付すべき使用料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 会議室・研修室等	1 室 1 日	<u>42,500円</u> 43,200円
------------	---------	----------------------------------

* 冷暖房料は、室料に0.2を乗じて得た額とする。

イ 附帯設備	1 件 1 日	<u>15,500円</u> 15,800円
--------	---------	----------------------------------

ウ 開放研究室の室料	1 室 1 月	<u>128,500円</u> 130,900円
------------	---------	------------------------------------

エ 産業技術に関する機械及び設備	1 件 1 日	<u>284,200円</u> 289,400円
------------------	---------	------------------------------------

(2) 研究所が行う人材育成を受けようとする者が納付すべき養成料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 技術者養成	1 人 1 日	<u>30,800円</u> 31,400円
---------	---------	----------------------------------

イ 受託研究員

1人1月

9,200円
9,400円

3 その他注意事項

(1) 2(1)エの施設を利用する場合であって、1日の所定時間後に継続して利用するときは、1時間につき、2(1)エに定める料金の上限額に、5,900円を加えた額とする。
6,000円

(2)-(3) 省略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(料 金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。